

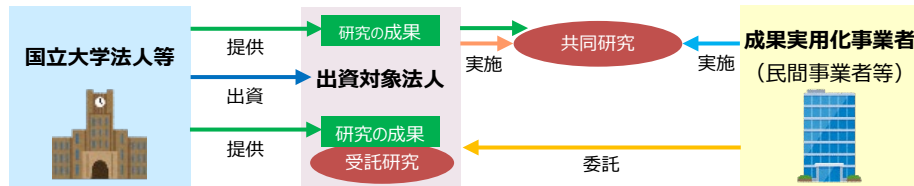
近年、国立大学法人等が保有する**研究成果や教育研究施設等の資源を社会に還元**するとともに、自ら投資を呼び込み、成長し続ける経営モデルを実現するための**規制緩和として、出資の範囲を拡大している**。（＜＞囲いは対象事業者への出資が可能になった年）

I. 研究成果の活用

1. 成果活用促進事業者 <令和3年・政令改正> 【対象：全ての国立大学法人等】

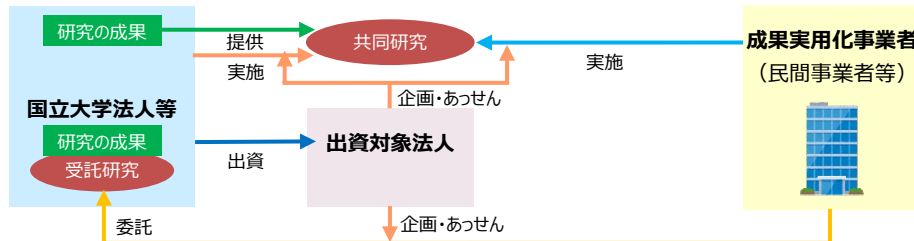
- **民間事業者との共同・委託研究**の形で、大学の技術に関する研究成果を実用化するために**必要な研究**を行う事業者

（例：大学が創出したシーズを元に企業等と共同研究を行う研究所）



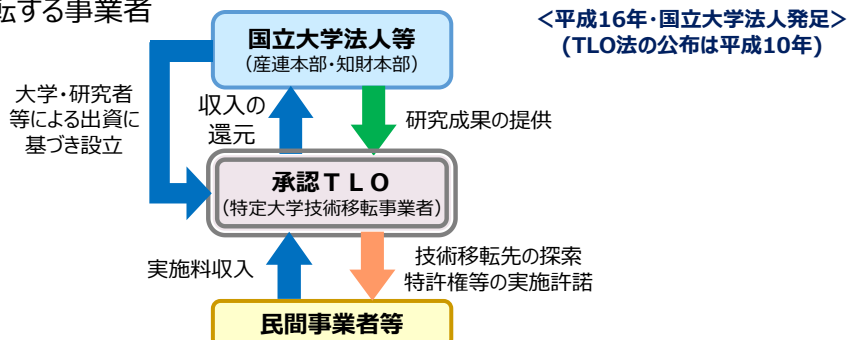
- 大学が**民間事業者との共同・委託研究**の形で行う、大学の技術に関する研究成果を実用化するために必要な研究等を**企画・あっせん**する事業者

（例：大学の有するシーズと企業のニーズをマッチングするO I 機構）



2. 特定大学技術移転事業者（承認TLO）【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学における技術に関する研究成果を**特許権の実施許諾等**により民間事業者に移転する事業者

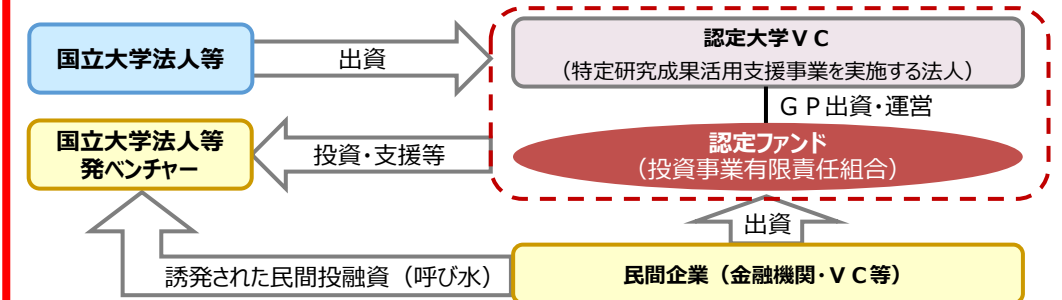


3. 特定研究成果活用支援事業者

【対象：全ての国立大学法人等】

<令和4年・VC等認定指針・出資認可基準改正>（産業競争力強化法の公布は平成25年）

- 大学発ベンチャーに投資・支援等を行う**認定VC・ファンド**



4. 研究成果活用事業者 <令和4年・法律改正により拡大> 【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学の研究成果を活用した**コンサルティング、研修・講習等**を実施する事業者



5. 指定国立大学研究成果活用事業者 <令和4年・法律改正により新設> 【対象：指定国立大学法人】

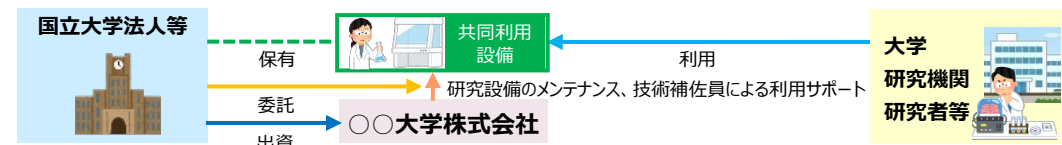
- 大学の技術に関する研究成果の提供を受けて、**商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー**



II. 教育研究施設の管理・利用促進

6. 教育研究施設管理等事業者 <令和4年・法律改正により新設> 【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、**教育研究施設等の管理と他の研究機関等による利用を促進**する事業を行う事業者



国立大学法人等が出資可能な事業（者）に関する用語及び関係法令

①成果活用促進事業（者）【2021年4月～】

事業内容：研究開発、共同・受託研究の企画・あっせん

法令根拠：国大法第22条第1項第8号・第29条第1項第7号、国大法施行令第3条第2項1～2号

②特定大学技術移転事業（承認TLO）【2003年12月～】

事業内容：研究成果の民間事業者に対する移転（特許権の実施許諾等）

法令根拠：国大法第22条第1項第8号・第29条第1項第7号、国大法施行令第3条第2項第3号、
[大学技術移転促進法第2条](#)

③認定特定研究成果活用支援事業（者）【2014年4月～】

事業内容：ベンチャーキャピタル・ファンド事業

法令根拠：国大法第22条第1項第9号・第29条第1項第8号、[産業競争力強化法第21条](#)

④研究成果活用事業（者）【指定国立大学：2017年4月～、国立大学法人等：2022年4月～】

事業内容：コンサルティング、研修・講習等

法令根拠：国大法第22条第1項第7号・第29条第1項第6号、国大法施行令第3条第1項第1～2号

⑤指定国立大学研究成果活用事業（者）【指定国立大学2022年4月～】

事業内容：研究成果を用いた商品やサービスの開発・提供（大学発ベンチャー）

法令根拠：国大法第34条の5第1項

⑥教育研究施設管理等事業（者）【2022年4月～】

事業内容：教育研究施設等の管理・利用促進

法令根拠：国大法第22条第1項第6号・第29条第1項第5号

また、承認又は認定が不要な外部法人である①及び④～⑥に関しては、まとめて「**成果活用促進事業（者）等**」と呼ぶ。

[青文字の法令は、各事業の定義等の参考になる法令](#)

その他、事業計画の認定及び出資認可関係法令及び基準（大臣決定）

＜文部科学大臣及び経済産業大臣による事業計画の認定＞

- ・産業競争力強化法

[産業競争力強化法 | e-Gov法令検索](#)

- ・特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令

[特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令 | e-Gov法令検索](#)

- ・省令文部科学省・経済産業省告示第四号

特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針

三 特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項

文部科学大臣及び経済産業大臣が法第十九条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。

[指針 \(mext.go.jp\)](https://mext.go.jp)

※告示について、今後リンク先が変更となる可能性がございます。

＜文部科学大臣による出資認可＞

- ・国立大学法人法

[国立大学法人法 | e-Gov法令検索](#)

- ・国立大学法人法施行規則

[国立大学法人法施行規則 | e-Gov法令検索](#)

- ・国立大学法人及び大学共同利用機関の出資に関する認可基準

[国立大学法人及び大学共同利用機関の出資に関する認可基準の改正について \(mext.go.jp\)](#)

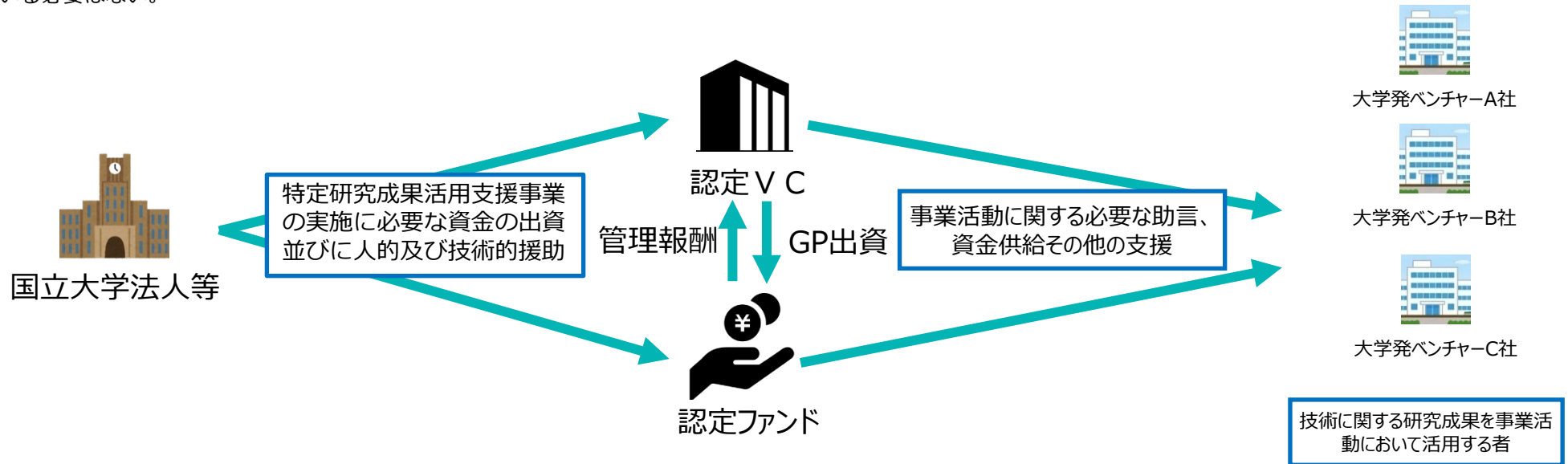
※基準について、今後リンク先が変更となる可能性がございます。

特定研究成果活用支援事業の趣旨

産業競争力強化法第2条

10 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。第二十一条において同じ。）における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であって、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。

* 技術に関する研究成果・・・産業の発展や新しい社会的価値の創造に寄与しうるものであって、純粋な基礎研究や思想・表現等は含まれない。具体的な「技術に関する研究成果」としては、特許権、実用新案権やこれらを受ける権利、半導体集積回路に係る回路配置利用権等が想定されるが、必ずしも権利化されている必要はない。

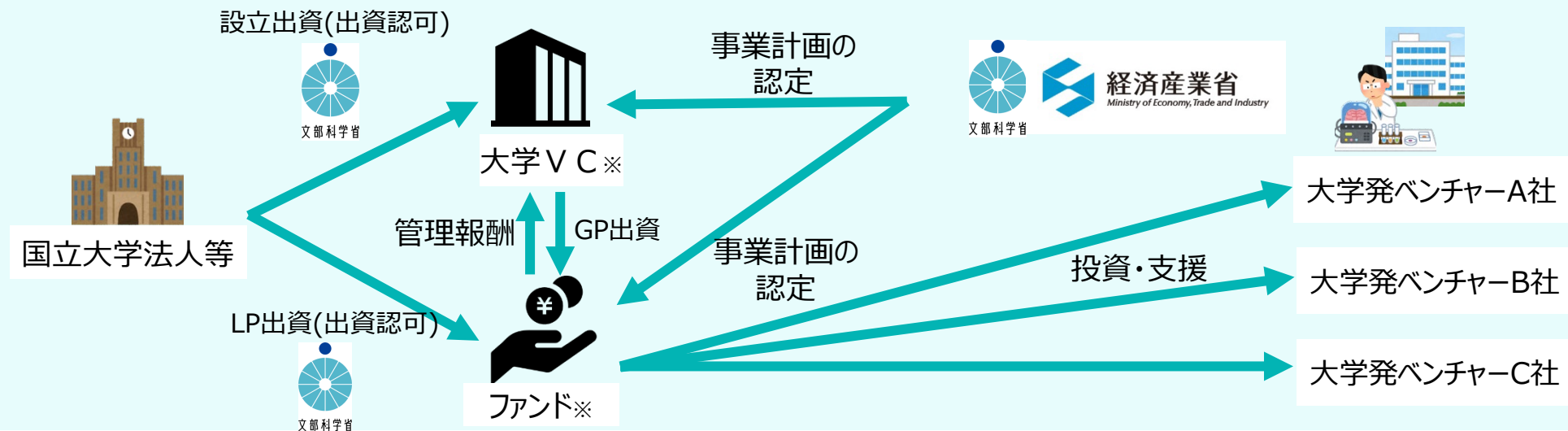


制度趣旨

産業競争力強化法では、国立大学法人等における研究活動の活性化と研究成果の活用の促進を図るため、研究成果を事業活動において活用するベンチャー企業等に対して、必要な助言や資金供給その他の支援を行う事業者の事業計画を文部科学大臣及び経済産業大臣が認定し（産業競争力強化法第19条第1項）、この認定を受けた事業者に対して、国立大学法人等が出資並びに人的及び技術的援助を行うことを可能としている（産業競争力強化法第21条）。

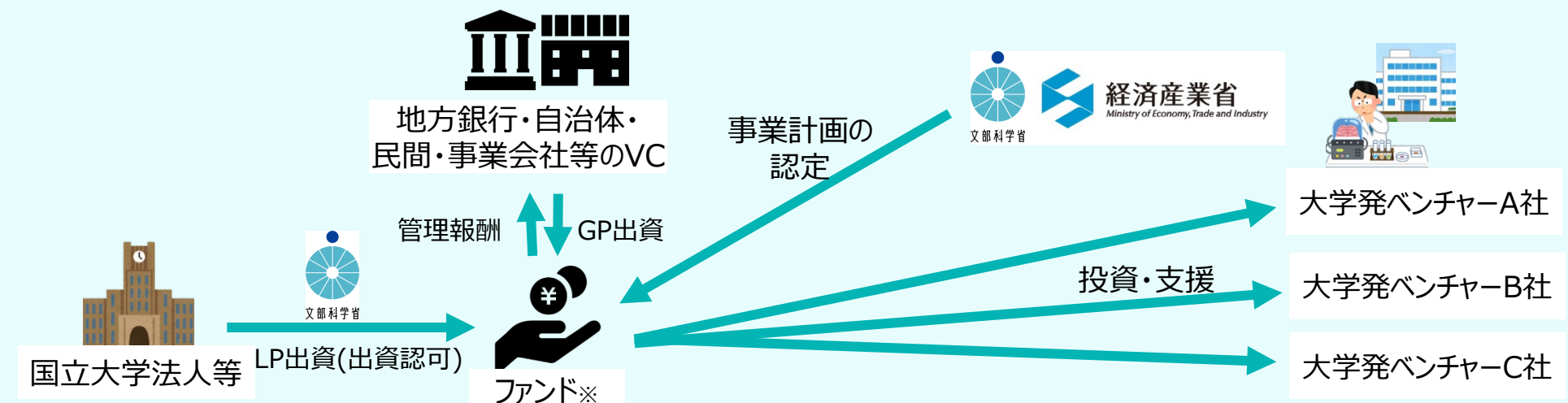
類型 1 : 大学VCを設立し、ファンド組成をする出資スキーム

- 事例：官民イノベーションプログラムの4大学VC（THVP、東大IPC、OUVC、京都iCAP）、金沢大学VC（ビジョンインキュベイト）及び、当該VCの組成したファンド



類型 2 : 民間VC等がGPとなるファンドが認定を受け、大学が当該ファンドに対して出資するスキーム

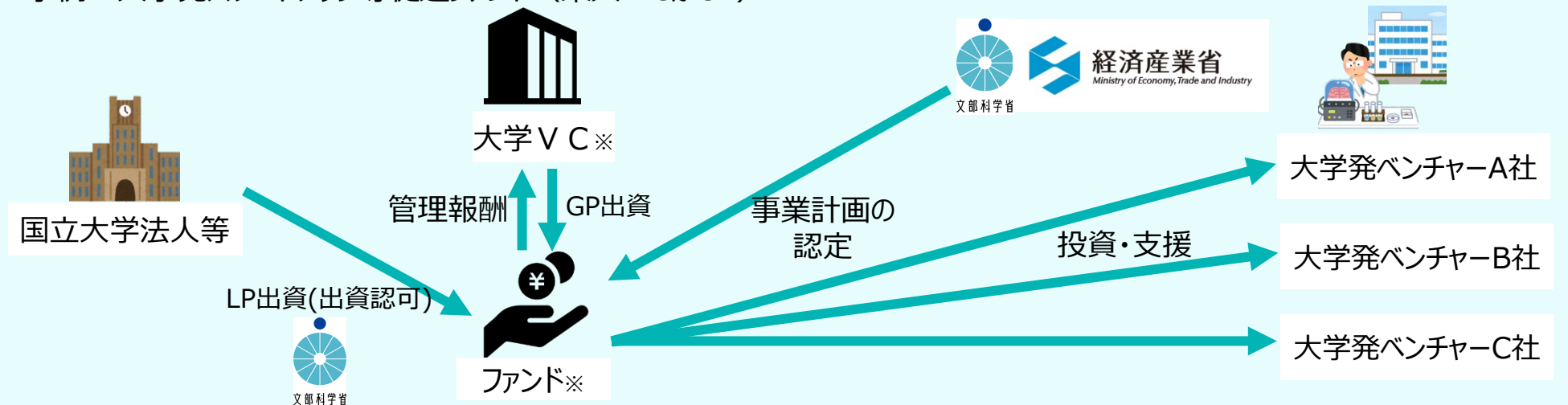
- 事例：TUATファンド（農工大が出資）、みらい創造二号ファンド（東工大が出資） ※規制緩和により令和4年4月1日から可能に。



※当該国立大学等における技術に関する研究成果を活用した大学発ベンチャーに投資・支援することを主たる目的としたVC・ファンド

類型 3：既存の大学VCがファンドを組成し、大学がファンドへLP出資するケース

●事例：大学発スタートアップ等促進ファンド（東大IPCがGP）



※当該国立大学等における技術に関する研究成果を活用した大学発ベンチャーに投資・支援することを主たる目的としたVC・ファンド

※今後、既存の大学VCが官民イノベーションプログラムとは別に3号目のファンドを組成する動きがあります。

官民イノベーションプログラムではないため、委員の皆さまに議論いただく必要はございませんが、一方で大学VCが官民イノベーションプログラムの実施者でもあるため、必要に応じて情報共有させていただきます。

※官民イノベーションプログラムではないため、政府出資金は原資としておらず、大学からのLP出資は大学の自己収入、VCのGP出資についても、ファンドから得られる管理報酬を前提に出資という形になっております。